平成２４年（フ）第１２８号
北海道伊達市山下町123番地21
債務者　丸山　志津
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
福島県会津若松市日新町９番39号
債務者　渡部　礼子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
群馬県太田市熊野町36番４―203号
債務者　矢野　重信
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４８６号
神奈川県小田原市高田281番地の２　コンフォートＫＧ―Ｄ101
債務者　星野ちえ子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３０９号
新潟市西蒲区竹野町74番地２
債務者　本間　　敦
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５３号
大阪市北区天満橋３丁目５番22―118号
債務者　篠田　孝司
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９３号
大阪市都島区大東町２丁目15番７号
債務者　大村理佳こと　玄　　理佳
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４９号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番１―806号、前住所大阪市阿倍野区松崎町３丁目15番20号Ｎｏ．５マンションヒグチ302号
債務者　高山　紀子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９７６号
大阪市住之江区新北島３丁目２番48号　107
債務者　宮本　正作
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１４３号
大阪市港区波除４丁目２番26号　エスポワール波除502号
債務者　増木　義三
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６０号
大阪府交野市梅が枝27番303号
債務者　井上　圭太
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８４号
大阪市旭区太子橋１丁目21番３号
債務者　井上　　弘
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８７号
大阪府豊中市東豊中町６丁目11番８―704号
債務者　井門　　努
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５３号
大阪市住之江区新北島３丁目２番51―703号
債務者　石田　勝利
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７７号
大阪市淀川区木川西４丁目２番16―605号
債務者　妻鳥健太郎
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１３号
大阪府門真市大字三ツ島640番地の２　アーバン・ヨシダⅠ104号、前住所京都市上京区猪熊通丸太町上る木屋之町480番地１　堀川丸太町シテイハウス103号
債務者　橘　　俊雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３７号
大阪市西区北堀江４丁目12番10―217号、住民票上の住所大阪市西区本田４丁目４番18―602号
債務者　道本　眞名（旧姓唐土）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部